

## 1 計画（DV防止計画）の概要

### ○ 位置づけ：

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」）に基づく都道府県計画第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めなければならない。

### ○ 策定年度：平成17年10月（→平成28年3月改定）

### ○ 計画期間：定めなし

### ○ 基本目標：(5つの基本目標と17の課題)

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| I 安心して相談できる体制の充実  | IV 関係機関の連携と協働  |
| II 被害者の安全な保護体制の充実 | V 暴力を許さない社会の実現 |
| III 被害者の自立の支援     |                |

## 2 改定の背景と国の動き

児童虐待件数の急増、児童虐待とDVが重複する死亡事例の発生等を踏まえ、児童虐待防止対策を抜本的に強化

### ◆ 児童虐待防止法などの関係法令の改正とともに、DV防止法を改正（R1.6.26）

➢ DV被害者保護のために連携・協力すべき機関として「児童相談所」を明記

### ◆ DV防止法の改正施行に併せ、県DV防止計画の指針となる国の基本方針（※）を改正（R2.3.23）

※ 国の基本方針…「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（H25.12）

➢ 主な改正内容（法改正に伴う部分を抜粋）

① DV被害者の保護にあたり、相互に連携すべき関係機関として「児童相談所」を追記

② 配偶者暴力相談支援センターの要保護児童対策地域協議会への参画

※ 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図ることを目的として、地方公共団体が設置・運営する協議会（児童福祉法第25条の2）

③ DV対応と児童虐待対応を行う関係機関の連携協力における実効性の向上（ガイドラインの作成、研修の拡充等）

改定の必要性

### ○ DV防止法および国の基本方針の改正

➢ 県DV防止計画：「この計画は、DV防止法や国が策定した『基本方針』が見直された場合及び新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には(略)必要に応じて見直すこと」

### ○ 前回改定後の変化

➢ いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」の開設（H29.10）

➢ 県民意識の変化（男女共同参画県民意識調査の結果）

## 3 改定の方向性（案）

### ・配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の連携強化など法改正の反映

➢ DV防止法及び国の基本方針に基づく内容とする

### ・現状に則した文言や数値等の反映

➢ 性暴力被害者支援について追記（新しいしかわ男女共同参画プランの内容と合わせる）

➢ 県民意識調査（R2.5～）結果の反映

等